

ご預金を相続されるみなさまへ

## 相続預金等払戻し手続きのご案内

東予信用金庫

---

---

目 次

---

---

1. 法定相続人とその順位	1
2. 相続の形態毎の相続預金のお受け取り人	2
3. 相続手続の概要	3
市区町村等への戸籍謄本のお取寄せ	4
4. ①相続人確認書(提出用)	5
②相続人確認シート(配偶者とその子用)(参考)	6
③相続人確認シート(配偶者と兄弟姉妹用)(参考)	7
5. 簡便な相続手続について	
①10万円以下の取扱いの場合	8
②配偶者以外の相続人の方の場合	9
③配偶者の方の場合	10
6. 簡素な相続手続きについて「記入例」	
①相続預金払戻手続きにかかる確認書「記入例」	11
②相続手続依頼書(簡素化手続用)「記入例」	12
7. 通常の相続手続きについて	
相続手続時の必要書類一覧表	13
8. 相続手続のために提出していただく書類	
A. 相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合	14
B. 特定の相続人を決めないで、相続人全員が相続する場合	15
C. 遺言書で遺言執行者が定められている場合	16
D. 遺言書はあるが、遺言執行者が定められていない場合	17
E. 遺産分割協議書、預金等を相続する人が確認できる場合	18
F. 遺産分割協議書、預金等の相続人が特定できない場合	19
G. 家庭裁判所の審判または調停により相続人を決める場合	20
H. 家庭裁判所により相続財産清算人が選任されている場合	21
9. 相続手続の「依頼書」の記入方法	22
10. 相続手続依頼書「記入例」	
相続手続依頼書(表)	23.24
相続手続依頼書(裏)	25.26
11. 相続手続依頼書「記入例」(遺産整理受任者、相続財産清算人等からの手続依頼)	
相続手続依頼書(表)	27.28

## 1. 法定相続人とその順位

法定相続人には血族相続人と配偶者相続人があり、その範囲・順位は民法886条以下で次のように定められています。

### (1) 血族相続人

被相続人に、お子様など直系卑属がいれば直系卑属が相続人となり、もし直系卑属がいなければ直系尊属が相続人となります。

また、直系卑属も直系尊属もない場合に限り、兄弟姉妹が相続することになります。

第1順位	子 子がいなければ、孫、曾孫が代襲相続します。 【代襲相続とは】 直系卑属または兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡その他の事由（欠格または廃除）によって相続権を失った場合には、その者の直系卑属が相続権を失った者と同順位で相続します。
第2順位	直系尊属（被相続人の父母、祖父母等） 親等の異なる者の間ではその近い者が相続人となります。
第3順位	兄弟姉妹 兄弟姉妹が死亡しているときはその者の子（被相続人のおい・めい）が一代限り、代襲相続します。

※血族相続人は直系卑属（子およびその代襲者）、直系尊属、兄弟姉妹およびその代襲者に限られ、たとえ血族であっても直系尊属の兄弟姉妹（被相続人のおじ、おば等）は含まれません。

※養子は養子縁組をした日から養親の嫡出子としての身分を取得するので、実子と同じ相続分を有します。また、養子は養子になった後も、実親に対する実子としての関係を失いませぬので、実親に対しても子としての相続権を有します。

### (2) 配偶者相続人

配偶者（夫の死亡に対して妻、妻の死亡に対して夫）は、常に相続人になります。

※入籍されていない内縁の妻（または夫）には、相続権がありません。

2. 相続の形態毎の相続預金のお受け取り人

相続の形態		相続預金のお受け取り人
共同相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員が相続する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同相続人の全員</li> </ul>
遺産分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議分割する場合</li> <li>・調停分割の場合</li> <li>・審判分割の場合</li> </ul>	(いずれの場合も) <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金を相続する方</li> </ul>
遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者がいない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金を相続する方</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者がいる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者または預金を相続する方</li> </ul>

### 3. 相続手続の概要

一般的な相続手続の概要を説明いたします。

#### 用語の説明

亡くなられた方を**被相続人**とといいます。  
亡くなられた方の預金等の財産はすべて相続財産となります。  
この相続財産を引き継ぐ人を**相続人**とといいます。  
そして、相続人は民法で定められており、**法定相続人**とといいます。

#### 法定相続人

民法が定める相続人はつぎの2種類となっています。  
(1) 配偶者・・・被相続人の配偶者は常に相続人になります。  
(2) 血族・・・つぎの順位で相続人となります。  
第1順位 被相続人の子（子が死亡しているときは孫）  
第2順位 被相続人の直系尊属（被相続人の父母、祖父母）  
第3順位 被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡しているときは甥、姪）

#### 法定相続人の確認

法定相続人を確認するには、戸籍を調べることとなります。  
戸籍は本籍地の市区町村役場（過去に本籍地を移している場合は各々の市区町村役場も含む。）から「戸籍謄本」を取り寄せて調べることとなります。  
「戸籍謄本」の謄本とは、原簿の全部の写しという意味ですが、近年、コンピュータ化され「戸籍謄本」が「全部事項証明書」という書類になっています。

#### 改製原戸籍（カイセイゲンコセキ）（カイセイハラコセキ）

過去に戸籍が改製されていますが、改製される前の戸籍で死亡や婚姻により除籍となった方は、改製後の戸籍に記載されていません。  
したがって、法定相続人の方の確認を行うために金融機関は、「戸籍謄本」とともに「改製原戸籍」をお願いすることが多くなっています。

#### 相続財産の分け方

遺言がない場合は、法定相続人全員の話し合いによって分け方を決めることとなります。話し合いだけでなく「遺産分割協議書」という書類を作成して分け方を決める場合もあります。

市区町村「戸籍係」様

銀行の相続手続を行うため、故「  
」  
の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要  
ですから交付してください。

転籍前の戸籍謄本が別の市区町村にある場合は、各  
市区町村共通の用紙（戸籍謄抄本等郵便交付請求書）  
を交付してください。

（郵便で戸籍謄本を取寄せる方法）

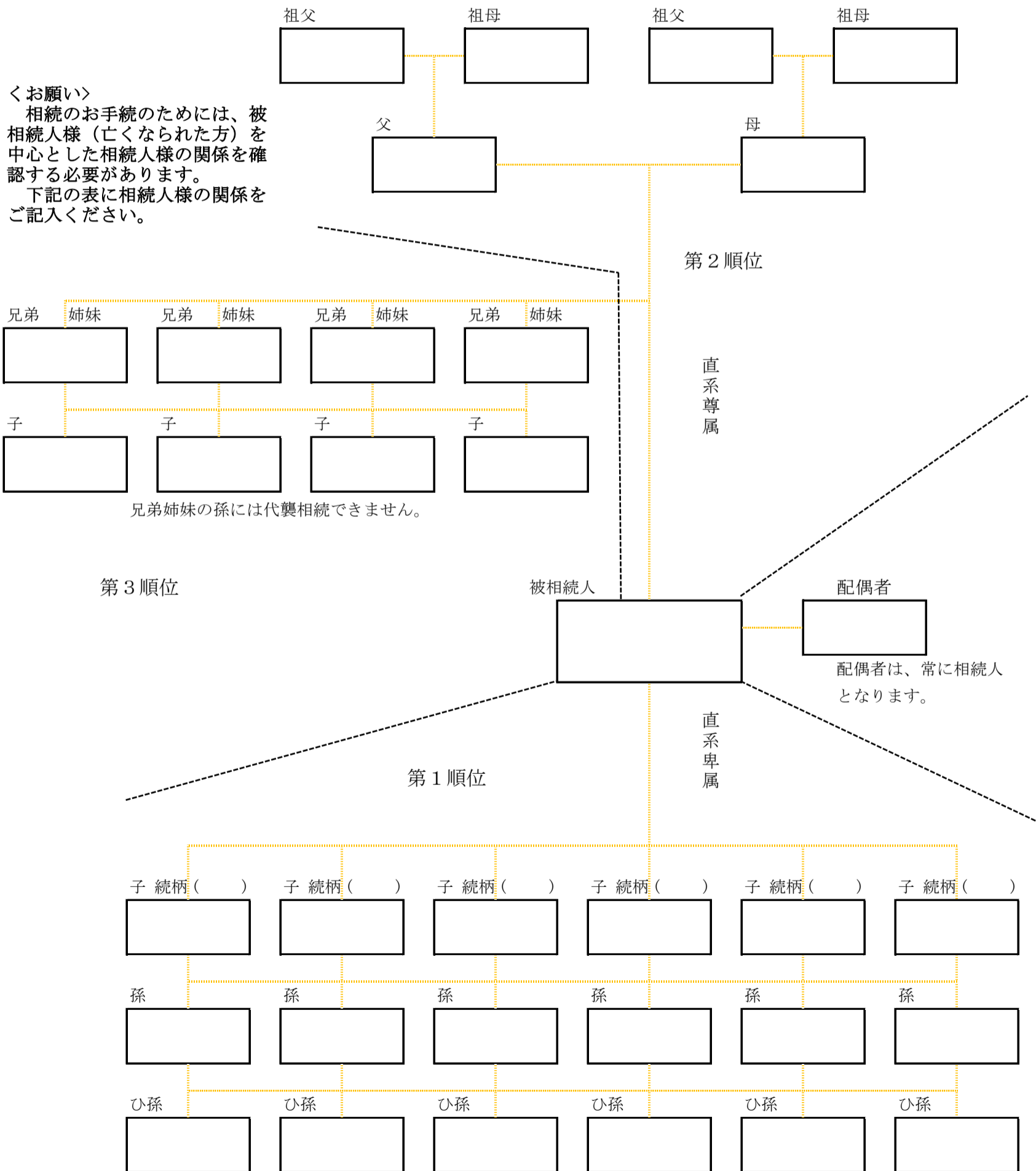
- （1）郵送で交付申請する際には、つぎのものがが必要です。
  - ①戸籍謄本の交付申請用紙（各市区町村の用紙または共通用紙）
  - ②交付手数料
  - ③返信用封筒
  - ④健康保険証または運転免許証などの本人確認書類の写し
- （2）戸籍謄本の交付申請は、各市区町村共通の用紙（戸籍謄抄本等郵便交付請求書）を使用し、各市区町村の戸籍係あて、申請します。  
（各市区町村の戸籍係に「郵便請求のしかた（戸籍関係）」があります。）
- （3）交付手数料は、郵便局の定額小為替を利用すると便利です。  
現金の場合は、「現金書留」にします。  
（手数料は各市区町村によって金額が異なりますので、わからないことが  
ありましたら、請求する市区町村に確認してください。「切手や収入印紙で  
は取り扱えません。」）
- （4）返信用封筒は、“重量”や“封筒の大きさ”を考慮して、相当分の郵便切  
手を貼り、宛名は請求する人の住所と氏名を記入してください。

※令和6年3月1日より戸籍の広域交付制度が始まり、最寄りの市町村の1つの  
窓口で請求することができるようになりました。お手続きの詳細は市町村窓口  
へお問い合わせください。

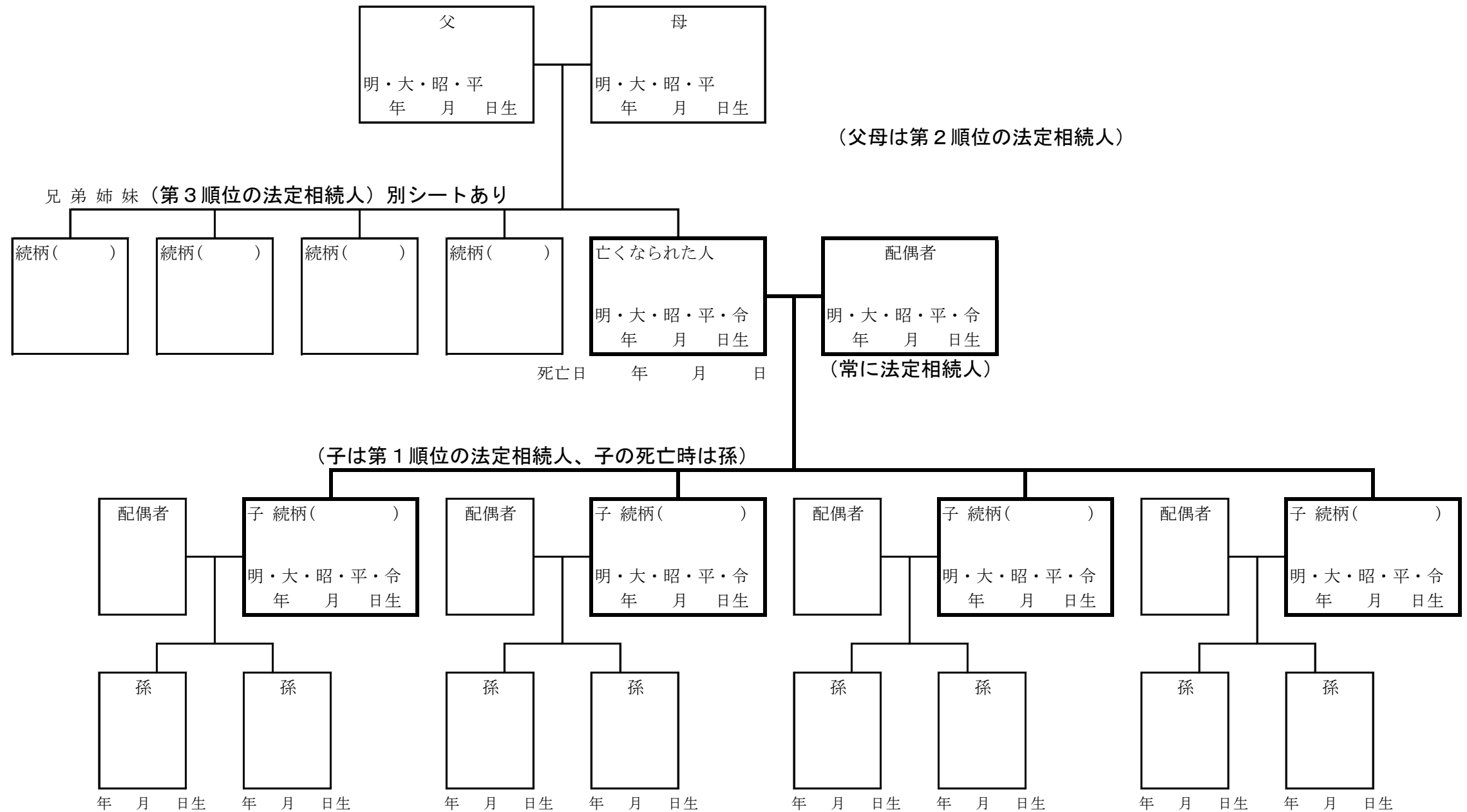
以 上

## 4. ① 相続人確認表 (提出用)

被相続人様に関する事項	
おなまえ	遺産分割協議書 有 ・ 無
生年月日 (          年          月          日)	被相続人の遺言書 有 ・ 無
おところ	遺言執行者が指定されている場合
死亡年月日 (          年          月          日)	遺言執行者のお名前
	ご住所



## 4. ② 相続人確認シート (配偶者とその子用) (参考)





## 5. 簡便な相続手続について

### ① 10万円以下の取扱いの場合

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。  
亡くなられた方（被相続人）とお申出人の方について、つぎの項目を確認できる場合は、お申出人（相続人）一人だけで相続手続が可能になります。

#### ① 10万円以下「通帳・証書および届出印あり」

確認項目	確認事項および確認書類等
1. 通帳・証書と届出印	被相続人（亡くなられた方）の通帳・証書と届出印が全て必要です。 ※届出印がない場合は、②簡便な相続手続について(100万円以下)の取扱いとなります。 ※通帳・証書・届出印がない場合は通常の相続手続となります。
2. 亡くなられた事が確認できる書類 (右記のいずれか)	(1) 被相続人の死亡除籍の記載がある戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図
	(2) 被相続人の住民票「除票」
	(3) 死亡診断書
	(4) 「新聞のお悔み欄」または「会葬お礼状」
3. 被相続人の相続人であることが確認できる書類	相続人確認表（把握可能な範囲で作成する。） ※但し、法定相続人であることが必要です。
4. 申出人（相続人）の本人確認書類 (右記のいずれか)	顔写真付き本人確認書類（1種類） ・運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転経歴証明書（写真付） 顔写真なし本人確認書類（2種類） ・健康保険証・年金手帳・診察券・定期券 ・クレジットカード・通帳等  ※顔写真なし本人確認書類の場合は、2種類ご提示をお願い致します。 1つは氏名が確認できる書類(診察券・定期券等)でも構いません。
5. お手続用の印鑑 (右記のいずれか)	申出人（相続人）の方の ・実印（6カ月以内の印鑑証明書添付） ・届出印（申出人(相続人)の方が当金庫とお取引がある場合）
5. お取引内容	(1) 預金取引だけであること (投資信託、公共債、貸金庫、融資取引がないこと)
	(2) 被相続人の預金残高が <b>当金庫全体で10万円以下であること</b>
6. 申出人（相続人） 名義の入金先預金 口座番号	原則、申出人（相続人）の預金口座へ振込または入金となります（他行宛含む）。 現金支払いは、1万円未満に限ります。  ※名義変更および現金支払いが1万円以上の場合は、通常の相続手続が必要となります。

※ただし、お取引内容等によっては上記の手続でお取扱いできない場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。

## 5. 簡便な相続手続について

### ②配偶者以外の相続人の方の場合

(100万円以下)

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。  
亡くなられた方（被相続人）と相続人の方について、「相続手続依頼書(簡素化手続用)」(12頁)の「1. ご確認事項」およびつぎの項目を確認できる場合は、相続人一人だけで相続手続が可能になります。

#### ②<配偶者以外の方からのお申し出の場合>

確認項目	確認事項および確認書類等
1. 通帳・証書	被相続人（亡くなられた方）の通帳・証書が全て必要です。 ※通帳・証書がない場合は通常の相続手続となります。
2. 亡くなられた事が確認できる書類 (右記のいずれか)	(1) 被相続人の死亡除籍の記載がある戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図
	(2) 被相続人の住民票「除票」
	(3) 死亡診断書
	(4) 「新聞のお悔み欄」または「会葬お礼状」
3. 被相続人の相続人であることが確認できる書類 (右記のいずれか)	・相続人の戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図 ・相続人の住民票（6カ月以内） ※亡くなられた方と同居し、相続人であることが続柄で確認できる住民票
4. 申出人（相続人）の本人確認書類 (右記のいずれか)	顔写真付き本人確認書類（1種類） ・運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転経歴証明書（写真付） 顔写真なし本人確認書類（2種類） ・健康保険証・年金手帳・診察券・定期券 ・クレジットカード・通帳等 ※顔写真なし本人確認書類の場合は、2種類ご提示をお願い致します。 1つは氏名が確認できる書類（診察券・定期券等）でも構いません。
5. お手続用の印鑑 (右記のいずれか)	申出人（相続人）の方の ・実印（6カ月以内の印鑑証明書添付） ・届出印（申出人(相続人)の方が当金庫とお取引がある場合)
6. お取引内容	(1) 預金取引だけであること (投資信託、公共債、貸金庫、融資取引がないこと)
	(2) 被相続人の預金残高が <b>当金庫全体で100万円以下であること</b>
7. 申出人（相続人）名義の入金先預金口座番号	原則、申出人（相続人）の預金口座へ振込または入金となります（他行宛含む）。 現金支払いは、1万円未満に限ります。 ※名義変更および現金支払いが1万円以上の場合は、通常の相続手続が必要となります。

※ただし、お取引内容等によっては上記の手続でお取扱いできない場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。

## 5. 簡便な相続手続きについて

### ③配偶者の方の場合

(300万円以下)

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。  
亡くなられた方（被相続人）と相続人の方について、「相続手続依頼書(簡素化手続用)」(12頁)の「1. ご確認事項」およびつぎの項目を確認できる場合は、**配偶者一人だけで相続手続が可能になります。**

#### ③<配偶者の方からのお申し出の場合>

確認項目	確認事項および確認書類等
1. 通帳・証書	被相続人（亡くなられた方）の通帳・証書が全て必要です。 ※通帳・証書がない場合は通常の相続手続となります。
2. 亡くなられた事が確認できる書類 (右記のいずれか)	(1) 被相続人の死亡除籍の記載がある戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図
	(2) 被相続人の住民票「除票」
	(3) 死亡診断書
	(4) 「新聞のお悔み欄」または「会葬お礼状」
3. 被相続人の配偶者であることが確認できる書類 (右記のいずれか)	・配偶者の戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図 ・配偶者の住民票（6カ月以内） ※亡くなられた方と同居し、相続人であることが続柄で確認できる住民票
4. 申出人（配偶者）の本人確認書類 (右記のいずれか)	顔写真付き本人確認書類（1種類） ・運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転経歴証明書（写真付） 顔写真なし本人確認書類（2種類） ・健康保険証・年金手帳・診察券・定期券 ・クレジットカード・通帳等 ※顔写真なし本人確認書類の場合は、2種類ご提示をお願い致します。 1つは氏名が確認できる書類(診察券・定期券等)でも構いません。
5. お手続用の印鑑 (右記のいずれか)	申出人（配偶者）の方の ・実印（6カ月以内の印鑑証明書添付） ・届出印（申出人(同)の方が当金庫とお取引がある場合）
6. お取引内容	(1) 預金取引だけであること (投資信託、公共債、貸金庫、融資取引がないこと)
	(2) 被相続人の預金残高が <b>当金庫全体で300万円以下であること</b>
7. 申出人（配偶者）名義の入金先預金口座番号	原則、申出人（配偶者）の預金口座へ振込または入金となります（他行宛含む）。 現金支払いは、1万円未満に限ります。 ※名義変更および現金支払いが1万円以上の場合は、通常の相続手続が必要となります。

※ただし、お取引内容等によっては上記の手続でお取扱いできない場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。

6. ① 相続預金払戻手続きにかかる確認書 (10万円以下)

確認書提出日 → 受付日 ××年 ×月 ×日

東予信用金庫 御中

被相続人欄			
被相続人 (お亡くなりになった人)	氏名 <b>信金 太郎</b>	お届け印	被相続人のお届出印 
申出人 (相続人) 欄			
申出人 (法定相続人) (続柄: 妻)	郵便番号〒792-0012 住所 新居浜市中須賀町一丁目6番37号 氏名 <b>信金 花子</b>	実印(お取引印) (いずれかに○:※1) 印鑑	
電話番号	0897-××-××××		

(※1) 払戻請求者が東予信用金庫に預金取引口座をお持ちの場合は、お取引印を押印願います。実印押印の場合は、払戻請求者の印鑑証明書を提出ください。

金庫と取引をしておりました **信金 太郎** は、××年 ×月 ×日に死亡いたしました。

つきましては、金庫との相続手続きは、私が代表して金庫の定める手続きでの支払いをしてくださいますよう依頼いたします。

なお、この相続に関する手続きを私が行うことは、他の全ての相続人の同意を得ており、相続人の中に外国籍の相続人や住所が支払規制の行われている特定国(北朝鮮・イラン)の相続人はいません。

そのため、他の相続人から金庫に対しまして、法律に基づく相続預金の仮払いの請求を行うことはございません。

もし、他の相続人から金庫に対しまして、法律に基づく相続預金の仮払いの請求があった場合には、私どもが責任をもって対応し、解決いたします。また、本取扱いについて、万一事故や紛争が生じて、金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、私が一切の責任を負い、金庫にはご迷惑、ご損害をおかけいたしません。

現金受取額が1万円未満の場合には、以下に受取金額をご記入ください。

金額の頭部には¥マークをお付けください。

金 額	千	百	十	円

左記の現金を確かに受け取りました。

(金庫使用欄)

処理日	部店長印	検印	印鑑照合		係印
			申出人	被相続人	
R7. ×. ×.					

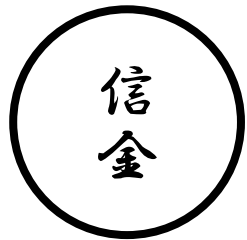
記入例

## 6. ② 相続手続依頼書（簡素化手続用）（300万円以下）

依頼書提出日

受付日 ××年 ×月 ×日

東予信用金庫

被相続人 (お亡くなりになった人)	氏名	<b>信金 太郎</b>		(お亡くなりになった日)
				××年 ×月 ×日
払戻請求者 (相続人代表)	住所	<b>新居浜市中須賀町1丁目6番37号</b>		
	氏名	<b>信金 花子</b>		
(続柄: <b>妻</b> )	TEL	<b>090-XXXX-XXXX</b>		
(お取引店 <b>〇〇支店</b> )		印鑑 実印 <b>お取引印</b> (いずれかに○:※1)		
(口座番号 <b>1234567</b> )				

(※1) 払戻請求者が東予信用金庫に預金取引口座をお持ちの場合は、お取引印を押印願います。実印押印の場合は、払戻請求者の印鑑証明書を提出する必要があります。)

送  
付  
負  
担

当庫に口座をお持ちの場合、取引店名、  
口座番号をご記入ください。

いいます)との預金取引の相続手続について、以下記載のとおりお取扱い金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、相続人代表が一切の責任を

### 1. ご確認事項

以下の項目について、ご確認のうえ「はい・いいえ」のいずれかに✓点をご記入ください。

No.	ご確認事項	✓点チェック欄	
		はい	いいえ
1	相続遺産の取扱いについて、相続人間で紛議が発生していません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	払戻請求者（相続人代表）が、被相続人の預金全ての払戻を行うことについて、相続人全員の同意が得られています。（払戻請求者は、被相続人から相続廃除を受けていません。）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	遺言相続ではありません。また、遺産分割協議書も作成していません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	本手続き後、他の相続人から、相続預金の仮払いや法定相続分の払戻し等の申し出があった場合には、私が責任をもって対応し、解決いたします。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	相続人の中に外国籍の相続人や住所が支払規制の行われている特定国（北朝鮮・イラン）に該当する者はいません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 2. 払戻金の受取口座

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義（カナ氏名）
<input checked="" type="checkbox"/> 東予信用金庫	<b>〇〇支店</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金	<b>1234567</b>	<b>シンキン ハナコ</b>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> その他 ( )		

(注) 他行宛振込の場合は、元利金合計金額から振込手数料を差引します。

### 3. 現金受取額（1万円未満に限る）

金額		千	百	十	円
----	--	---	---	---	---

左記の現金を確かに受け取りました。

(金庫使用欄)

\* 「相続手続き（簡素化）チェックシート（当金庫用）」にて確認する。

(処理日)	部店長印	検印	印鑑照合	受付

## 7. 通常の相続手続きについて

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。  
以下の「相続手続き時の必要書類一覧表」をもとに必要書類等をご用意ください。

### 「相続手続き時の必要書類一覧表」

(亡くなられた方の氏名 )

必要書類		相続手続き内容 (注1)							
		A	B	C	D	E	F	G	H
①	被相続人の通帳および証書	○	○	○	○	○	○	○	○
②	被相続人の「戸籍謄本」と「改製原戸籍」 (注2)	○	○	○	○	○	○	—	—
③	相続人の「戸籍謄本」(上記②で確認できるときは不要)	○	○	—	—	○	○	—	—
④	「相続手続依頼書」								
	相続人全員が署名・捺印	○	○	—	—	—	○	—	—
	特定相続人が署名・捺印	—	—	—	○	○	—	○	—
	遺言執行者が署名・捺印	—	—	○	—	—	—	—	—
	相続財産清算人が署名・捺印	—	—	—	—	—	—	—	○
⑤	「印鑑登録証明書」 (発行日から6か月以内のもの)								
	相続人全員のもの	○	○	—	—	—	○	—	—
	特定相続人のもの	—	—	—	○	○	—	○	—
	遺言執行者のもの	—	—	○	—	—	—	—	—
	相続財産清算人のもの	—	—	—	—	—	—	—	○
⑥	名義変更の場合、「共通取引印鑑票」等								
	相続人全員が署名・捺印	—	○	—	—	—	—	—	—
	特定相続人が署名・捺印	○	—	○	○	○	○	○	—
	遺言執行者が署名・捺印	—	—	—	—	—	—	—	—
	相続財産清算人が署名・捺印	—	—	—	—	—	—	—	○
⑦	公正証書遺言書または自筆証書遺言書の写し	—	—	○	○	—	—	—	—
⑧	遺産分割協議書の写し	—	—	—	—	○	○	—	—
⑨	家庭裁判所の審判書謄本または調停書謄本の写し	—	—	—	—	—	—	○	○
⑩	家庭裁判所の審判の確定証明(注3)	—	—	—	—	—	—	○	—

(注1) 相続手続き内容

A	相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合
B	相続人を決める前に、相続人全員へ払戻する場合
C	遺言書で遺言執行者が定められている場合 (注4)
D	遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合
E	遺産分割協議書で、預金等を相続する方が確認できる場合
F	遺産分割協議書で、預金等の相続人が特定できない場合
G	家庭裁判所の審判または調停により相続人を決める場合
H	家庭裁判所により相続財産清算人(相続財産管理人)が選任されている場合

(注2) 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本(全部事項証明書)と改製原戸籍(有効期限なし)で法定相続人を確認させていただきます。遺言書が作成されている場合は、被相続人の死亡事実がわかる戸籍謄本(全部事項証明書)で確認させていただきます。

(注3) 「⑩家庭裁判所の審判の確定証明」は、家庭裁判所の審判に基づき払戻等する場合のみ必要です。

(注4) 遺言執行者がお手続きされない場合はDを参照してください。

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### A. 〈相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合〉

① 被相続人（亡くなった方）の通帳および証書
② お客様に記入していただいた「相続人確認表」
③ 相続人の方全員に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」
④ 相続人の方全員の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの） （注）お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑤ 被相続人の方（亡くなられた方）の生まれてから亡くなるまでの 「戸籍謄本（全部事項証明書）」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 （注）お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。 （注）ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。
⑥ 法定相続人の現在の「戸籍謄本（全部事項証明書）」 （注）上記⑤の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と 生年月日が確認できる場合は必要ありません。
⑦ 相続人の方に名義変更される場合は、相続人の方の「印鑑届」が必 要になります。
⑧ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品 ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### B. 〈特定の相続人を決めないで、相続人全員が相続する場合〉

① 被相続人（亡くなった方）の通帳および証書
② お客様に記入していただいた「相続人確認表」
③ 相続人の方全員に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」
④ 相続人の方全員の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの） （注）お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑤ 被相続人の方（亡くなられた方）の生まれてから亡くなるまでの 「戸籍謄本（全部事項証明書）」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 （注）お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。 （注）ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。
⑥ 法定相続人の現在の「戸籍謄本（全部事項証明書）」 （注）上記⑤の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と 生年月日が確認できる場合は必要ありません。
⑦ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品 ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### C. 〈遺言書で遺言執行者が定められている場合〉

① 公正証書遺言または自筆証書遺言 (注)自筆証書遺言の場合は家庭裁判所の検認証明書が必要になります。 (但し、法務局の発行する遺言書情報証明書がある場合を除く)
② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書
③ 遺言執行者が自署・捺印した「相続手続依頼書」
④ <b>遺言執行者の印鑑証明書</b> (発行日から6か月以内のもの) (注)お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑤ 被相続人が死亡され除籍されている戸籍謄本(全部事項証明書) (注)お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑥ 名義変更されるときは、受遺者が署名・捺印した「印鑑届」が必要 になります。
⑦ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品 ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### D. 〈遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合〉

① 公正証書遺言または自筆証書遺言 (注)自筆証書遺言の場合は家庭裁判所の検認証明書が必要になります (但し、法務局の発行する遺言書情報証明書がある場合を除く)
② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書
③ お客様に記入していただいた「相続人確認表」
④ 受遺者(相続預金の承継人)の方に自署・捺印していただいた 「相続手続依頼書」
⑤ 受遺者の方の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注)お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑥ 被相続人が死亡され除籍されている戸籍謄本(全部事項証明書) (注)お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑦ 名義変更されるときは、受遺者が署名・捺印した「印鑑届」が必要 になります。
⑧ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品 ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### E. 〈遺産分割協議書で当庫の預金等を相続する人が確認できる場合〉

<p>① 遺産分割協議書 (注) 相続人の方全員の印鑑証明書が添付され、相続人の方全員が自署して実印を押捺しており、当庫の相続預金等を相続する方(特定相続人)が確認できるもの。 (注) コピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書</p>
<p>③ お客様に記入していただいた「相続人確認表」</p>
<p>④ 特定相続人が自署・捺印した「相続手続依頼書」</p>
<p>⑤ 特定相続人の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注) お客様のお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>⑥ 被相続人の方(亡くなられた方)の生まれてから亡くなるまでの「戸籍謄本(全部事項証明書)」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 (注) お客様のお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、原本をご返却いたします。 (注) ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。</p>
<p>⑦ 法定相続人の現在の「戸籍謄本(全部事項証明書)」 (注) 上記⑥の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と生年月日が確認できる場合は必要ありません。</p>
<p>⑧ 「相続手続依頼書」にもとづいて特定相続人に名義変更するときは、特定相続人が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。</p>
<p>⑨ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。</p>

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### F. 〈遺産分割協議書で当庫の預金等の相続人を特定できない場合〉

<p>① 遺産分割協議書</p> <p>(注) 相続人の方全員の印鑑証明書が添付され、相続人の方全員が自署して実印を押捺しており、当庫の相続預金等を相続する方(特定相続人)が確認できるもの。</p> <p>(注) コピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書</p>
<p>③ お客様に記入していただいた「相続人確認表」</p>
<p>④ 相続人の方全員に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」</p>
<p>⑤ 相続人全員の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの)</p> <p>(注) お客様のお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>⑥ 被相続人の方(亡くなられた方)の生まれてから亡くなるまでの「戸籍謄本(全部事項証明書)」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」</p> <p>(注) お客様のお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、原本をご返却いたします。</p> <p>(注) ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。</p>
<p>⑦ 法定相続人の現在の「戸籍謄本(全部事項証明書)」</p> <p>(注) 上記⑥の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と生年月日が確認できる場合は必要ありません。</p>
<p>⑧ 「相続手続依頼書」にもとづいて特定相続人に名義変更するときは、特定相続人が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。</p>
<p>⑨ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。</p>

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### G. 〈家庭裁判所の審判または調停により相続人が決まった場合〉

① 家庭裁判所の「審判書謄本」または「調停書謄本」 (注)「審判書謄本」または「調停書謄本」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
② 「審判書謄本」の場合は、「確定証明書」が必要になります。 (注)「確定証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
③ 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書
④ 『審判』または『調停』により当庫の預金等を相続する方が自署・捺印した「相続手続依頼書」
⑤ 当庫の預金等を相続する方の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注)お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
⑥ 名義変更される場合は、相続する方が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。
⑦ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 8. 相続手続のために提出していただく書類

### H. 〈家庭裁判所により相続財産清算人が選任されている場合〉

① 被相続人（亡くなった方）の通帳および証書
② 家庭裁判所による相続財産清算人の選任の審判書謄本 （注）「審判書謄本」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
③ 相続財産清算人の方が自署・捺印した「相続手続依頼書」
④ 相続財産清算人の印鑑登録証明書（発行日から6か月以内のもの） （注）お客さまのお申し出により「印鑑登録証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
⑤ 「相続手続依頼書」にもとづいて相続財産清算人に名義変更されるときは、相続財産清算人が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。
⑥ 投資信託、公共債を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 9. 「相続手続依頼書」の記入方法

### 1. 被相続人欄

お亡くなりになった方の氏名をご記入ください。

- (1) 常用漢字と旧漢字で氏名の字体が相違する場合、訂正不要です。
- (2) 相続人の氏名を被相続人欄に誤記入された場合は、記入された相続人の実印で訂正してください。

### 2. 相続人欄（相続人の住所・氏名自署欄）

「印鑑証明書」に記載されているとおりの住所と氏名をご記入ください。

- (1) 常用漢字と旧漢字で氏名の字体が相違する場合は、訂正不要です。
  - 【例】渡邊 恵・・・・・・・・印鑑証明書の氏名
  - 渡辺 恵・・・・・・・・依頼書に記入された氏名
- (2) 住所の「丁目」「番地」「号」はハイフンでも結構です。
  - 【例】松山市二番町4丁目2番11号・・・印鑑証明書の住所
  - 【例】松山市二番町4-2-11・・・・・・・・依頼書に記入された住所
- (3) 印鑑証明書に記載されているマンション名等は、必ずご記入ください。  
印鑑証明書に記載されていないマンション名等を余分に記入された場合は、訂正は不要です。

### 3. 預金等の明細欄

- (1) 「預金・投資信託・債券・出資金の明細」欄へは、金庫の死亡登録日以降「相続手続依頼書」の提出日までのいずれかの日の残高を記入してください。

なお、正確な残高を相続人に確認いただくため、死亡登録日以降の残高は金庫にご確認ください。

### 4. 委任する相続人代表

- (1) 相続人名記入欄の一番目に住所・氏名をご記入ください。
- (2) 「2. 払戻金の受取方法」欄へ振込受取の口座内容についてご記入ください。

# 10. 相続手続依頼書

依頼書提出日をご記入下さい

××年 ×月 ×日

東予信用金庫

お亡くなりになった方の  
氏名をご記入下さい





お亡くなりになった方の氏名をご記入下さい

<b>被相続人</b> <small>(お亡くなりになった人)</small>	氏名 <b>信金 太郎</b>	(お亡くなりになった日) ××年 ×月 ×日
--	--------------------	---------------------------

・下記欄は必ず各人で自署をお願いします。

・記入欄が不足する場合、裏面記入欄（または本紙複数枚）使用

該当を○で囲んでください。

<input checked="" type="radio"/> 相続人 (代表者) <small>(続柄: 妻)</small>	住所 (例) 新居浜市×丁目×番×号	氏名 <b>信金 松子</b>	TEL 0897-××-××××	実印	
<input type="radio"/> 相続人 <small>(続柄: 長男)</small>	住所 (例) 西条市△△町×番	氏名 <b>信金 一郎</b>	TEL 0897-××-××××	実印	
<input type="radio"/> 相続人 <small>(続柄: 次男)</small>	住所 (例) 四国中央市△△町×番×号	氏名 <b>信金 二郎</b>	TEL 0896-××-××××	実印	
<input type="radio"/> 相続人 <small>(続柄: 長女)</small>	住所 (例) 新居浜市×丁目×番×号	氏名 <b>東予 梅子</b>	TEL 0897-××-××××	実印	
<input type="radio"/> 相続人 <small>(続柄: )</small>	住所	氏名		実印	
<input type="radio"/> 相続人 <small>(続柄: )</small>	住所	氏名		実印	

相続人の方ご自身が、それぞれ「印鑑登録証明書」  
のとおり（字体や住所の表示等）、住所・氏名をご  
記入下さい。

該当するものに○を  
つけてください。

だくとともに、相続人全員の印鑑証明書を提出願います。

過日死亡の上記被相続人の東予信用金庫（以下、「金庫」といいます）との相続関係手続について、下記のとおり届出を致しますので、以下のとおり取扱ってください。

いずれかに○をつけてください。 <届出内容>

相続人全員協議の結果、	右記預金・投資信託・債券・出資金の明細欄の承継人が相続することになりました。 なお、被相続人が死亡した後の自動継続処理で支払われた定期預金の利子、投資信託または公共債の分配金・利金・償還金は、別に申し出たものを除いて、被相続人が生前に指定していた預金口座に入金された状態で相続手続きを行うことを承諾いたします。
遺言により、	
調停分割・審判分割の結果、	
に基づき、	
<input type="radio"/> 遺産分割協議前ですが、右記預金の明細欄の預金元利金を相続人代表の指定口座へ振込してください。	

なお、私ども以外には相続財産上の権利者はありませんが、万一、上記事実と相違があるなどして、本件に関し私ども以外の者から権利を主張された場合には、貴金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、私どもが一切の責任を負い、貴金庫に対していささかもご迷惑、ご損害をおかけいたしません。

### 1. 預金・投資信託・債券・出資金の明細と相続手続内容

【お願い】名義変更の場合は、新名義人のお名前を記入してください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数)	取扱区分	相続手続内容	備考
口座開設店 (口座番号)	(××年 ×月 ×日 現在元金) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	(いずれかにチェック)		
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )	3, 147, 258円	<input type="checkbox"/> 名義変更 <input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名	喪失 レス
〇〇〇 支店 ( 1 2 3 4 5 6 7 )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )	5, 000, 000円	<input type="checkbox"/> 名義変更 <input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名	喪失 レス
〇〇〇 支店 ( 4 5 6 7 8 9 1 )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )	しんきんインデックス ファンド225	<input checked="" type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名 <b>信金 松子</b>	喪失 レス
〇〇〇 支店 ( 8 0 0 1 2 3 4 )	1, 234, 567口			
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				

通帳・証書を喪失されている場合、  
該当の「喪失」、通帳レスの場合は  
「レス」欄を○で囲んで下さい。

・上記預金・投資信託・債券の解約払戻・売却にあたっては、各取引規定等にかかわらず払戻請求書等は提出しませんので、金庫所定の方法で取扱ってください。  
・上記で「喪失」と表示した通帳・証書を後日発見した場合は、相続人が責任を負います。  
(注) カードは不要ですので、お持ちの場合は、細断のうえ廃棄してください。

(投資信託の取扱い)  
原則1名の相続人へ名義変更(移管)してください。  
解約、換金等は名義変更(移管)後に新名義人によりお手続き願います。  
お手続きには別途、依頼書等を併せてご提出いただきます。  
(出資金の取扱い)  
相続加入(名義変更)できるのは法令により一人の相続人(会員または会員たる資格を有する者)に限ります。  
法定脱退の出資金払戻時期は、依頼日の属する事業年度の終了日以降となります。  
お手続きには別途、申込書等を併せてご提出いただきます。

預金・投資信託・債券・出資金の明細、金額・口数を確認のうえ、相続手続の内容を記入してください。

### 2. 払戻金の受取方法

・本依頼書1. および5. に記載の預金・投資信託・債券等について元利金等受領に関する一切の件を相続人(代表者)または遺言執行者に委任します。  
・解約払戻・売却については、**相続人(代表者)の振込指定口座を記入してください。**  
・他行宛振込の場合は、振込手数料がかかります。  
・解約済の通帳・利息郵送してください。  
または遺言執行者口座に振込ください。  
または遺言執行者の左記住所宛に

**相続人(代表者)の振込指定口座を記入してください。**  
**(上記「相続手続内容」で「払戻」を指定した場合、原則として代表者の指定口座へ入金します。)**

「入金・振込」または「入金・振込」欄に記載の口座番号を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 入金 振込	入金・振込口座				
	金融機関名	支店名	科目・口座番号	口座名義	
	<input checked="" type="checkbox"/> 東予信用金庫 <input type="checkbox"/>	△△△ 支店	普通・貯蓄・当座 その他 ( ) 1 2 3 4 1 2 3	フリガナ シンキン マツコ 信金 松子 様	
<input type="checkbox"/> 現金受取	振込依頼人名※1 ( ) ・実印または預金取引印が必要です。(別途「受取書」提出用)				

※1: 振込依頼人名はカタカナでご記入ください。ご指定のない場合は「ご本人」とします。  
(金庫使用欄)

店番: \_\_\_\_\_ 顧客番号: \_\_\_\_\_  
処理日: \_\_\_\_\_

部店長印	検印	係印	印鑑照合	受付

### 3. 貸金庫の取り扱い

裏面

貸金庫等の種類・番号	取扱内容 (太枠内に、ご来店いただく方のおなまえをご記入ください。)	鍵・カード喪失の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	引取印
取引店名 △△△支店 No. 777	<b>信金 松子</b> 様 が相続人を代表して 左記の貸金庫等を開扉・格納物を出庫の上、契約を解約します。	<input type="checkbox"/> 鍵 <input type="checkbox"/> カード	印
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記貸金庫等の解約・格納物引取りにあたっては、各取引規定にかかわらず、解約依頼書等の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。</li> <li>・上記で「喪失」と表示した鍵またはカードは、所在不明で提出できません。後日発見した場合は私どもの責任で廃棄するものとし、本取扱については、金庫にはいっさい迷惑・損害はおかけしません。なお、貸金庫鍵の取替費用等の実費は、私どもが負担いたします。</li> </ul>		(金庫使用欄) 解約日付	年 月 日

### 4. 相続

貸金庫取引がある場合、取引店に来店の上  
解約・格納物引取りの手続きをいただく方  
の氏名を記入。

来店・引取り時に来店者が  
「格納物引取印」欄に実印  
を押印。

相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )		TEL - -			
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名	TEL - -	実印		
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名	TEL - -	実印		

### 5. 預金・投資信託・債券・出資金の明細と相続手続き内容の記入欄が不足する場合

【お願い】 名義変更の場合は、新名義人のお名前を記入してください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数)	相続手続き内容		通帳・証書の喪失
口座開設店 (口座番号)	(××年 ×月 ×日 現在元金) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	取扱区分 (いずれかにチェック)	新名義人	喪失の場合は喪失、通帳レスの場合はレスに○印
普通・貯蓄・定期・定積 ○債券・投資信託・出資 その他 ( )	個人向け国債 (固定5年) 第7回  5,000,000円	<input type="checkbox"/> 名義変更 <input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名	喪失  レス
〇〇〇 支店 ( 7650012 )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退		喪失  レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名	喪失  レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 脱退	氏名	喪失  レス
支店 ( )				

預金・投資信託・債券・出資金の明細、金額・口数を確認のうえ、相続手続き内容に記入してください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数) (××年 × 月 × 日 現在元金) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	相続手続内容		通帳・証書の喪失 喪失の場合は喪失、通帳 レスの場合はレスに○印
		取扱区分 (いずれかにチェック)	新名義人	
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失 レス
支店 ( )				

- ・上記預金・投資信託・債券の解約払戻・売却にあたっては、各取引規定等にかかわらず払戻請求書等は提出しませんので、金庫所定の方法で取扱ってください。
- ・上記で「喪失」と表示した通帳・証書を後日発見した場合は、相続人が責任をもって廃棄します。  
(注) カードは不要ですので、お持ちの場合は、細断のうえ廃棄してください。

(投資信託の取扱い)

原則1名の相続人へ名義変更(移管)してください。  
解約、換金等は名義変更(移管)後に新名義人によりお手続き願います。  
お手続きには別途、依頼書等を併せてご提出いただきます。

(出資金の取扱い)

相続加入(名義変更)できるのは法令により一人の相続人(会員または会員たる資格を有する者)と定められています。(死亡日より3ヶ月以内)  
法定脱退の出資金払戻時期は、依頼日の属する事業年度の終了日以降となります。  
お手続きには別途、申込書等を併せてご提出いただきます。

# 11. 相続手続依頼書

遺産整理受任者、相続財産清算人等からの手続依頼分

年 月 日

東予信用金庫

被相続人 (お亡くなりになった人)	氏名	(お亡くなりになった日)
		年 月 日

- ・下記欄は必ず各人で自署をお願いします。
- ・記入欄が不足する場合、裏面記入欄（または本紙複数枚）使用

← 該当を○で囲んでください。

相続人（代表者） (続柄： )	住所	実印
受遺者 遺言執行者 ( )	氏名	
相続人 (続柄： )	住所	実印
受遺者 ( )	氏名 TEL - -	
相続人 (続柄： )	住所	実印
受遺者 ( )	氏名 TEL - -	
相続人 (続柄： )	住所	実印
受遺者 ( )	氏名 TEL - -	
相続人 (続柄： )	住所	実印
受遺者 ( )	氏名 TEL - -	
相続人 (続柄： )	住所	実印
受遺者 ( )	氏名 TEL - -	

遺産整理受任者、相続財産清算人等該当する内容をご記入ください。

受任された相続内容が該当する箇所および「・・・に基づき、」に○をしてください。  
(受任された相続手続が遺言に基づいた相続であれば「遺言により」、相続人全員協議の結果、受任された相続であれば「相続人全員協議の結果」に○をする。)

- ・遺産整理受任者さまからのご依頼  
4段目の空白欄に「遺産整理委任契約書」と記入してください。
- ・相続財産清算人さまからのご依頼  
4段目に○をし、空白欄に「家庭裁判所の審判書謄本」と記入してください。

日のおり届

いずれかに○をつけてください。 <届出内容>

相続人全員協議の結果、	右記預金・投資信託・債券・出資金の明細欄の承継人が相続することになりました。 なお、被相続人が死亡した後の自動継続処理で支払われた定期預金の利子、投資信託または公共債の分配金・利金・償還金は、別に申し出たものを除いて、被相続人が生前に指定していた預金口座に入金された状態で相続手続きを行うことを承諾いたします。
遺言により、	
調停分割・審判分割の結果、	
に基づき、	
遺産分割協議前ですが、右記預金の明細欄の預金元利金を相続人代表の指定口座へ振込してください。	

なお、私ども以外には相続財産上の権利者はありませんが、万一、上記事実に相違があるなどして、本件に関し私ども以外の者から権利を主張された場合には、貴金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、私どもが一切の責任を負い、貴金庫に対していささかもご迷惑、ご損害をおかけいたしません。

1. 預金・投資信託・債券・出資金の明細と相続手続内容

【お願い】名義変更の場合は、新名義人のお名前を記入してください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数) ( 年 月 日 現在元金 ) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	相続手続内容		通帳・証書の喪失 喪失の場合は喪失、通帳レスの場合はレスに○印
		取扱区分 (いずれかにチェック)	新名義人	
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失  レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失  レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失  レス
支店 ( )				
普通・貯蓄・定期・定積 債券・投資信託・出資 その他 ( )		<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 脱 退	氏名	喪失  レス
支店 ( )				

・上記預金・投資信託・債券の解約払戻・売却にあたっては、各取引規定等にかかわらず払戻請求書等は提出しませんので、金庫所定の方法で取扱ってください。

・上記で「喪失」と表示した通帳・証書を後日発見した場合は、相続人が責任をもって廃棄します。  
(注) カードは不要ですので、お持ちの場合は、細断のうえ廃棄してください。

(投資信託の取扱い)

原則1名の相続人へ名義変更(移管)してください。  
解約、換金等は名義変更(移管)後に新名義人によりお手続き願います。  
お手続きには別途、依頼書等を併せてご提出いただきます。

(出資金の取扱い)

相続加入(名義変更)できるのは法令により一人の相続人(会員または会員たる資格を有する者)と定められています。(死亡日より3ヶ月以内)  
法定脱退の出資金払戻時期は、依頼日の属する事業年度の終了日以降となります。  
お手続きには別途、申込書等を併せてご提出いただきます。

2. 払戻金の受取方法

- ・本依頼書1. および5. に記載の預金、投資信託、債券等について元利金等受領に関する一切の件を相続人(代表者)または遺言執行者に委任します。
- ・解約払戻・売却について、受取方法を「入金・振込」としたものは、下記の相続人(代表者)または遺言執行者口座に振込ください。
- ・他行宛振込の場合は、元利金等合計金額から振込手数料を差引のうえ振込してください。
- ・解約済の通帳・利息計算書等および名義変更した預金通帳・証書については、左記相続人(代表者)または遺言執行者の左記住所宛に郵送してください。

▼ 「入金・振込」または「現金受取」のいずれかにチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 入金 振込	入金・振込口座			
	金融機関名	支店名	科目・口座番号	口座名義
	<input type="checkbox"/> 東予信用金庫 <input type="checkbox"/>		普通・貯蓄・当座 その他 ( )	フリガナ _____様
	支店			
	振込依頼人名※1	( )		
<input type="checkbox"/> 現金受取	・実印または預金取引印が必要です。(別途「受取書」提出用)			

※1: 振込依頼人名はカタカナでご記入ください。ご指定のない場合は「ゴホニシ」とします。

(金庫使用欄)

店番: \_\_\_\_\_ 顧客番号: \_\_\_\_\_

処理日: \_\_\_\_\_

部店長印	検印	係印	印鑑照合	受付